

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

札幌市東区北丘珠3条3丁目2番16号

4 指定する地域

北海道内

5 指定する区分又は業務の範囲

(1) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第78条第4項で規定する特定施設の保安検査

(2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第80条第4項で規定する特定施設の保安検査

(3) 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（当該高圧ガス設備のみを有する事業所に設置されているものに限る。）に係る特定施設の保安検査

6 保安検査を行う事業所の名称及び所在地

北海道エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社

札幌市東区北丘珠3条3丁目2番16号

7 指定年月日

平成23年4月26日

北海道告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成23年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成23. 4. 3	理事	嶋 保	余市郡余市町黒川町83番地1
同	同	同	石岡 渡	余市町梅川町1229番地
同	同	同	西條 正昭	仁木町旭台50番地
同	同	同	三浦 敏幸	仁木町北町6丁目8番地8
同	同	同	池田 裕之	余市町梅川町423番地1
同	同	同	内田 英之	余市町沢町5丁目46番地
同	同	同	大西 豊	余市町豊丘町1553番地
同	同	同	大宮 喜代治	余市町山田町548番地
同	同	同	神 隆一	余市町豊丘町676番地
同	同	同	武市 芳清	余市町美園町269番地19
同	同	同	宮野 安民	余市町豊丘町1094番地

目次

告 示

○高圧ガス保安法による指定保安検査機関の指定……………（資源エネルギー課）	30
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	30
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	31
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	31
○知事権限に係る保安林の指定（2件）……………（治山課）	31
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	32
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	32

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	32
------------------------	----

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	33
------------------------	----

道教育庁オホーツク教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	34
----------------------	----

道収用委員会告示

○土地収用法による審理の開始通知書の公示による通知……………	35
--------------------------------	----

告 示

北海道告示第351号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第58条の30の3第1項の規定により、指定保安検査機関を次のとおり指定した。

平成23年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 名 称
北海道エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社
- 2 代表者の氏名
代表取締役 辻 昌己
- 3 所 在 地

就任	平成23. 4. 3	理事	伊藤浩一	余市郡仁木町砥の川55番地10
同	同	監事	加藤光一	余市町美園町366番地
同	同	同	井内宏文	仁木町旭台217番地
同	同	同	広瀬寿夫	余市町山田町414番地
退任	同 23. 4. 2	理事	嶋保	余市町黒川町83番地1
同	同	同	内田豊明	余市町梅川町854番地2
同	同	同	西澤義治	仁木町砥の川98番地
同	同	同	三浦敏幸	仁木町北町6丁目8番地8
同	同	同	池田裕之	余市町梅川町423番地1
同	同	同	大西豊	余市町豊丘町1553番地
同	同	同	神隆一	余市町豊丘町676番地
同	同	同	武市芳清	余市町美園町269番地19
同	同	同	那須正弘	余市町沢町223番地
同	同	同	広瀬寿夫	余市町山田町414番地
同	同	同	宮野安民	余市町豊丘町1094番地
同	同	同	西條正昭	仁木町旭台50番地
同	同	監事	佐藤勉	余市町豊丘町1375番地
同	同	同	井内宏文	仁木町旭台217番地
同	同	同	加藤光一	余市町美園町366番地

北海道告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成23. 5.10	蘭越土地改良区
同	余市川土地改良区
同	共和土地改良区
同	てしおがわ土地改良区

北海道告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成23年5月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
東郷南部	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)] (土層改良、暗渠排水)	北海道上川総合振興局
網走西	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (区画整理、暗渠排水、土層改良)	北海道オホーツク総合振興局
士幌西部南	同 (区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成)	北海道十勝総合振興局
計根別南	草地整備 [担い手中核型] (区画整理)	北海道根室振興局
根室東	同	同

北海道告示第355号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成23年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目2・20・21（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第356号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成23年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- (1) 保安林の所在場所 爾志郡乙部町字花磯1・4の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町厚陽197・216・232・237・247（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第357号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字軽舞766・773（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第358号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する。

平成23年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡倶知安町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び 振興局告示

北海道石狩振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年5月20日

北海道石狩振興局長 荒川 剛

1 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) A重油 46,200リットル

(2) A重油 51,600リットル

(3) A重油 16,300リットル

白灯油 1,700リットル

(4) A重油 6,800リットル

白灯油 1,400リットル

(5) A重油 11,600リットル

(6) A重油 9,600リットル

白灯油 4,700リットル

(7) A重油 16,600リットル

白灯油 8,000リットル

- (8) A重油 10,100リットル
白灯油 1,600リットル
- (9) A重油 24,400リットル
白灯油 6,700リットル
- (10) A重油 13,500リットル
白灯油 7,900リットル
- (11) A重油 12,900リットル
白灯油 2,500リットル
- (12) 白灯油 4,200リットル

2 落札を決定した日

- (1) 1の(1)から(6)まで及び(8)から(12)まで
平成23年3月24日
- (2) 1の(7)
平成23年3月30日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(2)及び(8)
 - ア 氏名 茂田石油株式会社
 - イ 住所 旭川市住吉4条2丁目8番13号
- (2) 1の(3)、(4)及び(9)
 - ア 氏名 ミナミ石油株式会社
 - イ 住所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号
- (3) 1の(5)及び(6)
 - ア 氏名 北海道エナジティック株式会社
 - イ 住所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- (4) 1の(7)
 - ア 氏名 笹木産業株式会社
 - イ 住所 滝川市流通団地2丁目4番39号
- (5) 1の(10)
 - ア 氏名 安藤石油販売株式会社
 - イ 住所 石狩郡当別町栄町45番地17
- (6) 1の(11)
 - ア 氏名 サンシン油業株式会社
 - イ 住所 札幌市西区西町北3丁目3番1号
- (7) 1の(12)
 - ア 氏名 北海シエル株式会社

イ 住所 釧路市大町1丁目1番15号

4 落札金額

- (1) 79円
- (2) 78円40銭
- (3) 78円90銭 (A重油)
81円70銭 (白灯油)
- (4) 78円90銭 (A重油)
81円80銭 (白灯油)
- (5) 85円
- (6) 85円 (A重油)
87円60銭 (白灯油)
- (7) 83円50銭 (A重油)
85円 (白灯油)
- (8) 85円 (A重油)
86円 (白灯油)
- (9) 78円90銭 (A重油)
81円80銭 (白灯油)
- (10) 83円 (A重油)
83円 (白灯油)
- (11) 85円 (A重油)
85円80銭 (白灯油)
- (12) 87円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年2月8日付け北海道石狩振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道石狩振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第92号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年5月20日

北海道教育庁石狩教育局長 伊藤 文明

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（26台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (2) 調達台数及び調達予定枚数
26台 180,410枚（1月当たり）

2 落札を決定した日

平成23年3月15日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区大通西6丁目1番地

4 落札金額

基本料金 一式 0円
複写料金 1枚当たり 0.80円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年2月15日付け北海道教育庁石狩教育局告示第17号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道教育庁オホーツク教育局
告 示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第26号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成23年5月20日

北海道教育庁オホーツク教育局長 西崎 毅

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
ア A重油その1（網走養護学校） 163,664リットル

- イ A重油その2（北見支援学校） 50,496リットル
- ウ A重油その3（紋別養護学校ひまわり学園分校） 34,831リットル
- エ A重油その4（紋別養護学校） 106,629リットル
- オ A重油その5（紋別高等養護学校） 155,998リットル

アからオまでについては、それぞれの入札による。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種2号
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成24年5月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年5月20日（金）から同年6月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎1階保健所会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時
 ア 1の(1)のア及びイ 平成23年6月30日(木)午前9時30分
 イ 1の(1)のウからオまで 平成23年6月30日(木)午前10時30分
 (送付による場合は、平成23年6月29日(水)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 A重油 770,589リットル
 (2) 予定時期 平成23年9月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ (<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
 (2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
 電話番号 0152-41-0786

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :
 a Fuel oil A (JIS class1, No.2) 163,664 liter
 b Fuel oil A (JIS class1, No.2) 50,496 liter
 c Fuel oil A (JIS class1, No.2) 34,831 liter

d Fuel oil A (JIS class1, No.2) 106,629 liter
 e Fuel oil A (JIS class1, No.2) 155,998 liter

B Bid tendering date and time :

a a, b 9:30 A.M., June 30, 2011
 b c, d, e 10:30 A.M., June 30, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., June 29, 2011)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 3, Kita 7, Abashiri 093-8619 Japan
 Phone : 0152-41-0786

道収用委員会告示

北海道収用委員会告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局(札幌市中央区北3条西6丁目)において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成23年6月9日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成23年5月20日

北海道収用委員会会長 山口 均

- 書類の名称
 審理の開始通知書(平成23年5月13日付け北収第41号北海道収用委員会会長通知)
- 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住所	氏名	収用しようとする土地の所在・地番
不明	不明 (ただし、(亡) 佐藤恵子の相続人)	札幌市中央区北2条東9丁目13番12